

証券コード 6777
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日2025年5月27日)

株 主 各 位

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
santec Holdings株式会社
代表取締役社長 鄭 元 鎬

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.santec.com/jp/ir/shareholders/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6777/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「santec Holdings」又は「コード」に当社証券コード「6777」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月17日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
当社 santecホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

以 上

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（本招集ご通知の添付書類）をお送りしておりますが、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査等委員会の監査の対象に含まれております。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
--



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月18日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

〇〇〇〇株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇日開催の貴社第〇回定時株主総会（御株主または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）のとおり議決権を行使します。

〇〇〇〇年〇月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛成	○	○	○
反対	○	○	○
棄権	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

〇〇〇株式会社

議決権を重複して行使された場合、招集ご通知記載のとおりに取り扱います。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

招集通知参照/議決権行使方法について

以下ログイン用QRコードから「株主総会ポータル」サイトにアクセスし、議決権を行使される際は、画面左側の「議決権行使」ボタンからお進みください。

株主総会ポータルサイト
ログイン用のQRコード
(ID/パスワード入力)

見本

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

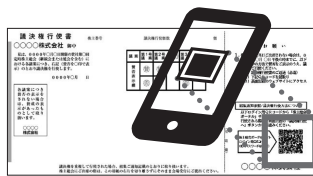
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月17日（火）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0：00～5：00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで、以下、「当期」）の世界情勢は、特に米国においてトランプ氏の大統領就任以降、経済政策の不確実性が高まり、中国との関係の悪化も懸念されるなど、引き続き先行きが不透明な状況が続いております。日本においては、景気は緩やかな回復傾向にあり、デフレ脱却に向けて金融政策が行われましたが、米国の政策動向の影響など景気を下押しするリスク要因は依然として残っています。

このような状況のなか、当社グループは2025年3月期の基本方針として「高付加価値の新製品開発と市場牽引」を掲げ、事業活動に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、24,026百万円（前期比27.3%増）となりました。これは、光通信用光測定器の販売が好調に推移したことによるものです。為替が円安に推移したことも売上高の水準を一段押し上げる要因となりました。

営業利益は7,429百万円（前期比33.5%増）、経常利益は7,887百万円（前期比25.9%増）、投資有価証券評価損464百万円の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は5,067百万円（前期比31.6%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(1) 光部品関連事業

当事業では、主に光伝送機器メーカーに対して光モニタ、光アッテネータ、光フィルタ等の光通信用部品を提供しております。また、LCOS技術を利用した空間光変調器を光計測、光加工、量子コンピューティングを含む光情報処理分野に提供しております。

当事業を取り巻く光通信関連市場におきましては、中長期的には通信トラフィックの増加に伴い、世界各国で5G通信網やデータセンタの設備投資の増強が進められている途上にあります。2023年度期初から続いていた在庫調整は当期半ばには落ち着きを見せ、当社光部品に対する需要は回復基調にあります。

需要の回復に伴い、売上高は4,500百万円と前期比で19.3%の増収となり、セグメント利益は995百万円と前期比で21.0%の増益となりました。

(2) 光測定器関連事業

当事業には（1）光通信用光測定器事業、（2）産業用光測定器事業、（3）医療用光測定器事業が含まれております。当期の売上高は17,954百万円と、前期の13,908百万円から29.1%増加しました。セグメント利益は6,279百万円となり、前期のセグメント利益4,587百万円に比べて36.9%増益となりました。

光通信用光測定器につきましては、安定的な成長を続けており、スポット的な売上が複数あったことも好業績に寄与しました。特に第1四半期の中国における光学特性検査装置のスポット的な販売と、通期の北米におけるコネクタ付き光ファイバーケーブル検査装置の販売が貢献しました。

産業用光測定器につきましては、日本において半導体用シリコンウエハの製造にかかる設備投資の需要が堅調で、中国における医療用及び工業計測用の光源の販売も好調に推移しました。

医療用光測定器につきましては、第3四半期には販売代理店の一時的な在庫調整がありましたが、米国を中心に需要が底堅く、光学式眼内寸法測定装置（製品名：ARGOS®）の販売は前期並みとなりました。

売上高の内訳

(単位：千円)

	第45期 (2024年3月期)	第46期 (2025年3月期)	構成比	前期比
光 部 品 関 連 事 業	3,771,223	4,500,593	18.7%	19.3%
光 測 定 器 関 連 事 業	13,908,105	17,954,060	74.7	29.1
そ の 他	1,188,556	1,572,062	6.6	32.3
合 計	18,867,885	24,026,716	100.0	27.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は638百万円であります。その主なものは、研究開発強化のための設備及び生産能力増強・生産効率改善のための製造設備、本社オフィスのリニューアル工事及び東京オフィスの移転に伴う内装工事等であります。事業セグメント別の金額は、光部品関連事業が227百万円、光測定器関連事業が173百万円であります。なお、当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金の充当によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (2022年 3 月期)	第 44 期 (2023年 3 月期)	第 45 期 (2024年 3 月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (千円)	8,890,439	15,246,170	18,867,885	24,026,716
経 常 利 益 (千円)	1,932,172	4,246,452	6,265,098	7,887,932
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	1,647,741	3,001,874	3,851,491	5,067,844
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	140.11	255.25	327.49	430.92
総 資 産 (千円)	16,353,010	19,605,292	25,828,326	29,527,373
純 資 産 (千円)	11,872,879	14,334,361	17,735,761	21,428,211
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,009.55	1,218.86	1,508.08	1,822.06

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
santec AOC株式会社	110,000	100.0	光部品の開発、製造、販売
santec LIS株式会社	110,000	100.0	光測定器の開発、製造、販売
santec OIS株式会社	110,000	100.0	光測定器の開発、製造、販売
santec Japan株式会社	50,000	100.0	光部品及び光測定器の販売
SANTEC GLOBAL CORPORATION	68,842	100.0	米国子会社及び孫会社の経営管理、資金管理並びに研究開発
SANTEC U.S.A. CORPORATION	27,537	(※) 100.0	光部品及び光測定器の販売
Santec California Corporation	330	(※) 100.0	光測定器の開発、製造、販売
Santec Canada Corporation	9	100.0	光測定器の開発、製造、販売
SANTEC EUROPE LTD.	42,448	100.0	光部品及び光測定器の販売
圣徳科(上海)光通信有限公司	48,110	100.0	光部品及び光測定器の販売

- (注) 1. 議決権比率の(※)印は、間接保有を含んでおります。
2. SANTEC U.S.A. CORPORATIONに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSANTEC GLOBAL CORPORATIONを通じての間接所有分です。
3. Santec California Corporationに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSANTEC GLOBAL CORPORATION及び孫会社であるSANTEC U.S.A. CORPORATIONを通じての間接所有分です。

(4) 対処すべき課題

当社グループが第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に対処すべき重点課題は次のとおりであります。

① 業績拡大に向けた取り組み

当社グループは、2024年3月期から2026年3月期までの3か年の基本課題として「高付加価値の新製品開発と市場牽引」を目標に掲げております。潜在的なお客様のニーズをつかみ、必要とされる新製品の開発を進めることで、各市場でニッチトップを目指してまいります。具体的な取り組みとして、産学官での連携強化、スタートアップ・ベンチャー投資、M&A等の手法を用いて、新たな技術と製品の開発・獲得に取り組んでまいります。

光部品関連事業では、従来のパッシブ光部品の小型化・多機能化に加えて、マルチコアファイバを用いた次世代デバイスの研究開発に取り組んでまいります。また、非通信分野においては主にレーザー加工等での応用が期待される高出力レーザーに対応した空間光変調器の研究開発を進めてまいります。

光測定器関連事業の光通信分野におきましては、次世代型波長可変光源の開発やシリコンフォトニクス・量子フォトニクス等の新領域向けの新型測定器の研究開発に注力してまいります。産業分野におきましては、OCT技術を用いた最先端の光計測技術で新市場の開拓を進めてまいります。医療分野におきましては、QOL向上やヘルスケアを増進する次世代製品の研究開発に努めてまいります。

② 持続的な成長に向けた取り組み

当社グループは、経営理念であるI C Cベンチャースピリット（自主性、創造性、目的意識性）を尊重した企業風土のなか、社員一人一人の特性や能力を最大限生かすことのできる職場環境の整備や教育研修の強化に取り組み、人材育成を進めてまいります。

採用方針につきましては、多様性及びグローバルな視野を重視し、性別や国籍を問わず、様々な職歴、キャリアを有する人材を積極的に採用してまいります。

当社グループは、各事業会社が独立採算制の下に迅速な意思決定を行うことで、変化の激しい外部環境の中においても、持続的かつ安定的な事業成長を実現してまいります。

今後も組織再編やM&Aを通じた組織の多層化、国際化が進むことが想定されるため、内部監査、内部統制の体制強化を図り、コーポレートガバナンスのより一層の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

分	類	主 要 製 品
光 部 品 関 連 事 業	光部品の開発・製造・販売	光パワーモニタ 光減衰器 光スイッチ 光フィルタ 空間光変調器（SLM）
光 測 定 器 関 連 事 業	光測定器及びレーザー光源ならびに OCT（光干渉断層画像計）関連製品 の開発・製造・販売	波長可変光源 高速スキャニングレーザー 光インストルメント OCT（光干渉断層画像計） 光学式眼内寸法測定装置

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	愛知県小牧市、春日井市
-----	-------------

② 子会社

santec AOC株式会社	愛知県小牧市、春日井市
santec LIS株式会社	同上
santec OIS株式会社	同上
santec Japan株式会社	同上
SANTEC GLOBAL CORPORATION	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 フォートリー
SANTEC U.S.A. CORPORATION	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 フォートリー
Santec California Corporation	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 カマリロ
Santec Canada Corporation	カナダ オンタリオ州 オタワ
SANTEC EUROPE LTD.	イギリス オックスフォードシャー州 アピンドン
圣徳科(上海) 光通信有限公司	中華人民共和国 上海市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光部品関連事業	53 (21) 名	2 (△7) 名
光測定器関連事業	174 (99)	15 (△4)
その他	9 (－)	2 (△1)
全社（共通）	114 (18)	21 (4)
合計	350 (138)	40 (△8)

（注） 1. 使用人数は、就業人員であり、パート社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）は、特定の事業に区分できない営業部門及び管理部門の使用人であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58 (16) 名	9 (2) 名	41.8歳	10.8年

（注） 使用人数は、就業人員であり、パート社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,307百万円
株式会社りそな銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	410

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 37,755,200株
- ② 発行済株式の総数 11,961,100株
(自己株式200,637株を含む)
- ③ 株主数 6,235名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社光和	1,991,000株	16.93%
株式会社ChronoSource	1,492,000	12.69
Gens Global株式会社	1,085,000	9.23
幸昇株式会社	850,000	7.23
鄭 台 鎬	504,000	4.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	348,100	2.96
定 村 幸 恵	344,000	2.93
野 村 光 子	240,000	2.04
サンテック社員持株会	215,606	1.83
INTERACTIVE BROKERS LLC	134,300	1.14

(注) 1. 持株比率は自己株式(200,637株)を控除して計算しております。

2. 鄭 台鎬氏については、上記の他に、役員持株会にて株式を所有しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役役に交付した株式の状況
該当する株式等はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 CEO	鄭 元 鎬	なし
取締役副社長 CTO	鄭 昌 鎬	SANTEC GLOBAL CORPORATION代表取締役 santec OIS株式会社監査役
取締役副社長 CSO	鄭 台 鎬	santec Japan株式会社取締役 SANTEC EUROPE LTD.取締役 santec AOC株式会社監査役
取締役副社長 COO	女 鹿 田 直 之	SANTEC U.S.A.CORPORATION取締役
取締役（監査等委員）	堀 江 容 子	堀江容子公認会計士事務所所長 株式会社ゲオホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	松 川 知 弘	弁護士法人BridgeRoots名古屋 代表弁護士
取締役（監査等委員）	藤 吉 弘 亘	学校法人中部大学教授 株式会社デンソー先進モビリティシステム事業開発部Vシステム開発室担当次長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の堀江容子氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の堀江容子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）の松川知弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業関係法務に関する専門的知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）の藤吉弘亘氏は、大学の教授であり、画像処理工学、コンピュータビジョン等の技術に関する専門的知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査室を設置し、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定していません。
6. 当社は、取締役（監査等委員）の堀江容子氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、150万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	476 (－)	213 (－)	89 (－)	173 (－)	4 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7 (7)	7 (7)	－	－	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	483 (7)	220 (7)	89 (－)	173 (－)	8 (4)

(注) 1. 当社の取締役には使用人分給与を受領しているものはおりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の賞与を含めた報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

3. 上表の業績連動報酬の総額には、当事業年度に支給された前事業年度にかかる役員業績連動報酬の支給差額8百万円、及び当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）4名に対し34百万円）が含まれております。

4. 上表の賞与の総額には、当事業年度に支給された前事業年度にかかる役員賞与の支給差額23百万円、及び当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）4名に対し150百万円）が含まれており、後者につきましては、第46回定時株主総会に付議し承認されることを条件に支給いたします。なお、賞与には特許実施報奨金21百万円は含まれておりません。

5. 監査等委員の報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を、2024年4月12日開催の取締役会において決議しております。

(2) 決定方針の内容の概要

① 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬をあわせて、「基準報酬」という。）、賞与及び役員手当により構成する。なお、取締役は、固定報酬としての基本報酬の一定割合を原則として役員持株会へ拠出し、当社株式を取得するものとする。

また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、使用人の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

イ. 業績指標の内容及びその選定の理由

当社は、企業価値の持続的な向上の実現を図るインセンティブとするため、連結売上高や連結営業利益を業績指標とする。

ロ. 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬は、上述の連結売上高や連結営業利益等の経営数値に連動して自動的に定まる報酬テーブルを基準に、担当職務や各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し、毎年、一定の時期に支給する。取締役の賞与については、以下の方法で算出された額を賞与総額とし、取締役の個々の業務執行状況を評価して決定の上、毎年一定の時期に支給する。

$(\text{連結売上高}) \times (\text{売上高当期純利益率} - 10\%) \times 10\%$

ただし、以下、3つの条件を満たす場合に限るものとし、フリーキャッシュ・フローを考慮する。また、次年度以降の業績見通しを考慮し金額は減額できる。

- ・対前年比で増収となっていること。
- ・売上高当期純利益率が10%を超過していること。
- ・当該年度の決算短信で発表した通期業績予想の売上高と純利益を上回っていること。

※期中に業績予想を修正開示した場合は、修正後の予想値を基準とする。

ハ. 業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結売上高や連結営業利益の実績値は、1. (1)① 事業の経過及び成果に記載のとおりです。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬：業績連動報酬＝80%：20%とする（全社の業績目標を100%達成の場合）。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当職務の業績等を踏まえた業績連動報酬及び賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定するものとする。

なお、当事業年度においては、取締役から委任を受けた代表取締役社長の鄭 元鎬が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているためです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し、その答申を得ております。

- (3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役（監査等委員）堀江容子氏は、堀江容子公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松川知弘氏は、弁護士法人BridgeRoots名古屋の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）藤吉弘亘氏は、学校法人中部大学の教授及び株式会社デンソー先進モビリティシステム事業開発部Vシステム開発室担当次長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員などとしての重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役（監査等委員会）堀江容子氏は、株式会社ゲオホールディングスの社外取締役であります。当社と兼業先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 堀 江 容 子	2024年6月19日就任以降当事業年度に開催された取締役会6回のうち6回に、また、監査等委員会6回のうち6回に出席いたしました。主に、公認会計士の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特に会計について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 松 川 知 弘	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に、また、監査等委員会9回のうち8回に出席いたしました。主に弁護士の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特に企業法務について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 藤 吉 弘 亘	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回に、また、監査等委員会9回のうち8回に出席いたしました。主に人工知能（画像処理工学、コンピュータビジョン、AI）の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特にAIについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当するものではありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規程に基づき、各取締役の業務について、その判断及び執行のプロセスを、社内情報システム上に記録しております。当該記録につきましては、社内規程に従って適切に保管、管理しております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は年に1度以上、定期的に、当社の目標に影響を与える事象のうち、当社の目標の達成を阻害する要因（リスク）を認識し、分析、評価する活動を実施しております。また、当社の組織変更やその他重大な変化がある場合には、その都度、当該活動を実施しております。この活動を通じて認識されたリスクにつきまして、当社は適切と判断される対応を選択し、実施しております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、迅速な意思決定と機敏な行動のため、業務を執行する取締役に権限の委譲を行っております。各取締役は、月に1度開催される取締役会において定期的に業務の報告を行うことで、他の取締役並びに監査等委員会のチェックを受けております。また、週に1度開催される経営会議（社内取締役及び執行役員等の経営幹部で構成される。）において業務の連絡・報告を行うことで、機動的・効率的な業務遂行を実現しております。

さらに、社内情報システムを駆使し、ワークフローによる決裁のスピードアップ、メールや文書データベースの利用による知識共有とコミュニケーションの強化を図っております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・使用人の業務に関して、規程や要領書等を整備するとともに、運用が適正であることを社内監査、監査等委員会による監査等、各種監査で確認しております。

また、必要に応じて外部の専門家に助言を仰ぎ、当社に最適な体制の構築に努めております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対しては、関連会社管理規程に従い、適正なコントロールを維持するための体制を構築、維持しております。当社は、社内規程の統一を推進し、子会社に対するモニタ

リングを強化しております。子会社の取締役の業務の執行につきましては、必要に応じて当社への報告を求めるものとし、また、子会社の業務の執行に当たりましては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備しております。

監査等委員会及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査室に所属する使用人は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の職務を補助しております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等について監査等委員会の同意を得た上で決定することとするなど、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。

また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び当社の子会社の取締役等による当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が、上司及び当社の取締役に対して報告すべき「重要な情報」及び報告者の保護について社内規程に定めております。また、内部通報制度の運用により、社内からの情報収集に努めております。当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等を認識した場合、監査等委員の同席する当社の取締役会で報告するものとしております。なお、当社及び子会社は、以上の監査等委員の同席する当社の取締役会への報告を理由とする報告者への不利益な取り扱いを禁止しております。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとして

おります。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内における情報のほとんどが情報システム上にあることに鑑み、選定監査等委員に社内取締役と同等のメールシステムとデータベースアクセス権、ファイルアクセス権を付与しております。

監査等委員会は、会計監査人との間で会計監査の内容について情報交換を行うものとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、原則として毎月1度定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について、意思決定を行っております。各取締役は、定時取締役会において定期的に業務の報告を行い、他の取締役ならびに監査等委員のチェックを受けております。また、週に1度開催される経営会議において業務の連絡・報告を行っております。子会社の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求め、子会社の業務の執行に当たっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行しております。

② 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき、監査を行うとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で情報交換を行い、業務執行の適法性について監査しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善及び業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	20,268,057	流 動 負 債	5,224,656
現金及び預金	12,539,970	支払手形及び買掛金	737,180
電子記録債権	59,801	電子記録債務	731,304
売掛金	4,505,976	1年内返済予定の長期借入金	497,508
商品及び製品	765,163	未払法人税等	1,088,957
仕掛品	625,661	契約負債	393,867
原材料	1,030,086	賞与引当金	333,097
その他	750,215	役員賞与引当金	184,705
貸倒引当金	△8,817	その他	1,258,036
固 定 資 産	9,259,315	固 定 負 債	2,874,505
有 形 固 定 資 産	5,090,597	長期借入金	2,220,102
建物及び構築物	1,300,226	繰延税金負債	298,156
機械装置及び運搬具	58,058	退職給付に係る負債	32,525
土地	2,765,916	資産除去債務	37,448
リース資産	39,295	その他	286,273
建設仮勘定	6,456	負債合計	8,099,161
その他	920,644	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	974,977	株 主 資 本	20,321,386
のれん	618,982	資本金	4,978,566
その他	355,995	資本剰余金	1,209,465
投資その他の資産	3,193,739	利益剰余金	14,231,221
投資有価証券	2,591,694	自己株式	△97,866
長期貸付金	159,902	その他の包括利益累計額	1,106,824
繰延税金資産	341,703	その他有価証券評価差額金	477,053
その他	100,439	為替換算調整勘定	629,771
		純資産合計	21,428,211
資 産 合 計	29,527,373	負 債 純 資 産 合 計	29,527,373

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取配当金 受為替差益 受複合金融商品評価益 その他 営業外費用 支払不動産関係費用 その他 経常利益 特別利益 特 別 損 失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	24,026,716		
	10,007,088		
	14,019,627		
	6,590,540		
	7,429,087		
	255,032		
	10,510		
	125,841		
	64,787		
	9,484		
	51,863		517,521
	6,605		
	49,846		
	2,224		58,676
			7,887,932
	340		
	33,722		
	6,707		40,770
	971		
	530		
	464,275		465,777
			7,462,925
	2,277,540		
	117,540		2,395,080
			5,067,844
			5,067,844

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,978,566	1,209,465	10,574,636	△97,649	16,665,019
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,411,259		△1,411,259
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,067,844		5,067,844
自 己 株 式 の 取 得				△217	△217
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額 (純 額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	3,656,585	△217	3,656,367
当連結会計年度末残高	4,978,566	1,209,465	14,231,221	△97,866	20,321,386

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	211,107	859,634	1,070,742	17,735,761
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当			—	△1,411,259
親会社株主に帰属する 当期純利益			—	5,067,844
自 己 株 式 の 取 得				△217
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額 (純 額)	265,945	△229,863	36,082	36,082
当連結会計年度変動額合計	265,945	△229,863	36,082	3,692,450
当連結会計年度末残高	477,053	629,771	1,106,824	21,428,211

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,028,610	流 動 負 債	1,386,853
現 金 及 び 預 金	4,490,873	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	497,508
売 掛 金	299,393	未 払 金	256,819
そ の 他	238,343	未 払 費 用	167,852
固 定 資 産	12,395,837	未 払 法 人 税 等	108,972
有 形 固 定 資 産	4,156,915	預 り 金	89,237
建 物	1,214,411	賞 与 引 当 金	47,865
構 築 物	24,463	役 員 賞 与 引 当 金	184,705
機 械 及 び 装 置	497	そ の 他	33,892
車 両 運 搬 具	1,570	固 定 負 債	2,467,338
工 具 、 器 具 及 び 備 品	110,759	長 期 借 入 金	2,220,102
土 地	2,765,916	リ ー ス 債 務	37,212
リ ー ス 資 産	39,295	退 職 給 付 引 当 金	24,001
無 形 固 定 資 産	65,787	資 産 除 去 債 務	37,448
ソ フ ト ウ ェ ア	65,272	そ の 他	148,573
そ の 他	515	負債合計	3,854,191
投 資 そ の 他 の 資 産	8,173,134	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	2,400,892	株 主 資 本	13,100,385
関 係 会 社 株 式	5,596,861	資 本 金	4,978,566
関 係 会 社 出 資 金	48,110	資 本 剰 余 金	1,209,465
繰 延 税 金 資 産	46,393	資 本 準 備 金	1,209,465
そ の 他	80,877	利 益 剰 余 金	7,010,220
		利 益 準 備 金	313,750
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,696,470
		自 己 株 式	△97,866
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	469,870
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	469,870
		純資産合計	13,570,256
資 産 合 計	17,424,448	負 債 純 資 産 合 計	17,424,448

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	4,847,128	5,160,878	△97,649	11,251,261
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△1,411,259	△1,411,259		△1,411,259
当 期 純 利 益				3,260,601	3,260,601		3,260,601
自 己 株 式 の 取 得					－	△217	△217
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	1,849,341	1,849,341	△217	1,849,124
当 期 末 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	6,696,470	7,010,220	△97,866	13,100,385

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	205,617	205,617	11,456,878
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		－	△1,411,259
当 期 純 利 益		－	3,260,601
自 己 株 式 の 取 得		－	△217
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	264,253	264,253	264,253
当 期 変 動 額 合 計	264,253	264,253	2,113,377
当 期 末 残 高	469,870	469,870	13,570,256

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

santec Holdings 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、santec Holdings 株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、santec Holdings 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

santec Holdings 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、santec Holdings株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

santec Holdings株式会社 監査等委員会

監査等委員 堀 江 容 子 ⑩

監査等委員 松 川 知 弘 ⑩

監査等委員 藤 吉 弘 亘 ⑩

(注)監査等委員 堀江容子、松川知弘及び藤吉弘亘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績ならびに当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

また、当社は、2024年8月25日に創立45周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当70円に記念配当70円を加え、当期の期末配当は、1株につき140円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金70円と合わせて1株につき210円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金140円（普通配当70円、創立45周年記念配当70円）
総額 1,646,464,820円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月19日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において、役員賞与を含めた報酬として、年額350百万円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、この報酬額とは別枠として、当期の業績への取締役の貢献に対する報酬として、第46期に在任していた取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、取締役賞与総額150百万円を上限に支給いたしたいと存じます。

本議案は、事業報告16ページに記載の取締役報酬の決定方針に基づき当該賞与総額を算定し、取締役会が任意の報酬委員会へ原案を諮問し、その答申を得ており、相当であるものと判断しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 てい もとたか 鄭 元鎬 (1963年9月18日)	1989年 8 月 当社入社 1998年 4 月 SANTEC U.S.A.CORPORATION取締役副社長 2000年 6 月 当社取締役 2001年 7 月 SANTEC U.S.A.CORPORATION代表取締役 2005年 7 月 当社常務取締役及び営業統括 2007年 4 月 海外部長 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役 2010年 6 月 当社取締役副社長 2018年 7 月 代表取締役副社長 2020年 4 月 代表取締役社長 2022年 6 月 代表取締役社長 CEO（現） [重要な兼職の状況] なし	—
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 てい まさたか 鄭 昌鎬 (1970年2月15日)	1995年 7 月 オムロン株式会社入社 1998年 7 月 株式会社サンテックフォトンクス研究所入社 2002年 9 月 当社入社 2009年 4 月 OCTビジネスユニット長 2010年 4 月 光システムビジネスユニット長 2010年 6 月 取締役光システムビジネスユニット長 2014年 4 月 光画像センシングビジネスユニット長 2014年 7 月 常務取締役 2020年 4 月 取締役副社長 2022年 6 月 取締役副社長 CTO（現） 2022年10月 SANTEC GLOBAL CORPORATION 代表取締役（現） 2025年 1 月 santec OIS株式会社監査役（現） [重要な兼職の状況] SANTEC GLOBAL CORPORATION代表取締役 santec OIS株式会社監査役	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 てい だいこう 鄭 台鎬 (1962年7月16日)	1991年 4 月 当社入社 1994年 5 月 専務取締役営業本部長 1999年 1 月 研究開発本部長 2001年 2 月 代表取締役専務 2001年 9 月 代表取締役社長 2001年12月 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役 2002年 6 月 圣徳科(上海)光通信有限公司董事長兼総経理 2020年 4 月 取締役会長 2022年 6 月 取締役副社長 CSO（現） 2023年 4 月 santec AOC株式会社監査役（現） 2025年 1 月 santec Japan株式会社取締役（現） [重要な兼職の状況] SANTEC EUROPE LTD.取締役 santec Japan株式会社取締役 santec AOC株式会社監査役	504,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 新任	 いさもと けい じ 諫本 圭史 (1971年8月8日)	1996年 4 月 オムロン株式会社入社 2001年 4 月 当社入社 2018年 4 月 光画像センシングビジネスユニット長 2020年 4 月 OISカンパニー長 2022年 4 月 常務執行役員OISカンパニー長 2022年 5 月 santec OIS株式会社代表取締役 2023年 4 月 santec LIS株式会社代表取締役及びsantec AOC株式会社取締役（現） 2025年 1 月 専務執行役員（現）、santec LIS株式会社監査役（現）、santec OIS株式会社取締役（現）及び Santec California Corporation取締役（現） [重要な兼職の状況] santec AOC株式会社取締役 santec LIS株式会社監査役 santec OIS株式会社取締役 Santec California Corporation取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)
スキルマトリックス

取締役候補者	グローバル経営 ・事業戦略	営業・ マーケティング	技術・ イノベーション	財務・会計 ・M&A	法務・知財・ リスクマネジメント	ESG (環境・ 社会・ガバナンス)
鄭 元鎬	◆	◆		◆		
鄭 昌鎬	◆		◆	◆		
鄭 台鎬	◆	◆		◆		
諫本 圭史	◆		◆			◆
堀江 容子				◆		
松川 知弘					◆	
藤吉 弘亘			◆			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において、役員賞与を含めた報酬として、年額350百万円以内と決議いただき今日に至っております。

本議案は、その後の経済情勢や経営環境の変化、ガバナンス強化を図るための取締役会の構成の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、役員賞与を含めた報酬として、年額1,000百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第3号議案が原案通り承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は変動いたしません。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告16ページに記載のとおりであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において、役員賞与を含めた報酬として、年額30百万円以内と決議いただき今日に至っております。

本議案は、その後の経済情勢や経営環境の変化、ガバナンス強化を図るための取締役会の構成の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬限度額を、役員賞与を含めた報酬として、年額100百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在の監査等委員である取締役は3名であります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告16ページに記載のとおりであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

当社 santecホール

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地 電話 (0568)79-3535(代表)

交通

お 車

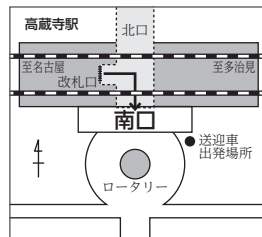
国道19号線「春日井 I C」から多治見方面へ向かい「宮ノ上」交差点を左折後約1km直進して左方に建物が見えます。
(「春日井 I C」より約5.6km、「小牧東 I C」より約4kmです。)

公共交通機関

JR中央線「高蔵寺駅」からタクシーで約20分です。
(「名古屋駅」から「高蔵寺駅」までの所要時間は約30分です。)
※高蔵寺駅より総会会場への送迎がございました。



送迎車のご案内（J R 高蔵寺駅）



【発車時刻】 午前9時20分

【集合場所】 高蔵寺駅南口ロータリー
(左記ご参照ください。)

※お帰りの便は、株主総会終了後および会社説明会終了後に出発いたします。

クールビズ対応について

本総会におきましては、節電のため、会場の室温を調整した上で、役職員が軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいませ。ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。